

# 指定生乳生産者団体制度見直しの概要

## — 問われる協同組合の真価 —

主任研究員 小針美和

### 1 「畜産物の経営安定に関する法律」の成立

2017年6月9日、新たな加工原料乳生産者補給金制度を規定した「畜産物の経営安定に関する法律」(以下「改正畜安法」)が参議院本会議で与党等の賛成多数で可決・成立した。これにより、15年秋から規制改革会議を中心に展開されてきた指定生乳生産者団体制度改革の論議はひとつの区切りを迎えたといえよう。制度改正内容の概要についてとりまとめる。

### 2 改正内容の概要

第1表は、生乳流通に関する現行制度と新制度を比較したものである。改正のポイントは、大きく、①加工原料乳生産者補給金等暫

定措置法(以下「暫定措置法」)の廃止、②加工原料乳生産者補給金(以下「補給金」)の交付対象の拡大、③生乳の販売委託での全量無条件委託の原則がなくなること、の3点に集約される。<sup>(注1)</sup>

#### (1) 暫定措置法の廃止

これまで、生乳流通に関する規定は、「畜産物の価格安定に関する法律」の特別法として1966年に施行された暫定措置法に位置づけられていた。

今回の改正により、「畜産物の価格安定に関する法律」の名称は「畜産経営の安定に関する法律」に変更され、その目的に「畜産物の需給の安定」の文言が付加された。そして、

第1表 生乳流通制度の新旧比較

		現行制度	新制度
根拠法		加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(畜安法の特別法)	畜産経営の安定に関する法律(暫定措置法は廃止)
補給金の交付ルート		指定生乳生産者団体を通じてのみ生産者に交付される	対象事業者 ①生乳受託販売及び生乳買取販売の事業を行う者 <sup>(注)</sup> ②自ら生産した生乳を乳業者に対し自ら販売する者 ③自ら生産した生乳を加工して自ら販売を行う者
交付金の種類	補給金	生産コストと加工原料乳価格の差を補てん	同左
	集送乳調整金	なし	条件不利地域の集送乳に要するかかり増し経費を補てん
交付条件	①補給金	生乳生産者団体が以下の指定要件を満たしていること(暫定措置法第6条、7条) ①地域の生乳生産量の過半を集乳・販売 ②正当な理由なく地域内の生乳生産者からの集乳の依頼を拒まないこと ③生乳にかかる受託規程を総会の議決により定め、その内容が省令に定める基準を満たしていること	年間販売計画を策定して農林水産大臣に提出し、省令で定める基準に適合すると認められること
	②集送乳調整金	なし	生産者からの委託または売渡しの申出を拒んではならない旨を定款等で定めていること 業務規程に集送乳にかかる経費の算定方法が定められていること
全量無条件委託		局長通知(模範規程例)により規定	規定なし

資料 農林水産省「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案の概要」等をもとに作成

(注) ①の場合は、対象事業者を通じて生産者に交付される。

これまで暫定措置法のもとに措置されていた生乳流通に関する規定を改正畜安法に位置づけることとし、暫定措置法は廃止された。

## (2) 補給金の交付対象の拡大

現行制度では、①地域の生乳生産量の過半を集乳・販売していること、②正当な理由なく地域内の生乳生産者からの集乳の依頼を拒まないこと、③生乳にかかる受託規程を総会の議決により定め、その内容が省令で定める基準に準じていること、等の要件を満たした生乳生産者団体(生乳の生産者が直接又は間接の構成員となっている農業協同組合又は農業協同組合連合会)を指定生乳生産者団体に指定し(以下「指定団体」)、補給金は、指定団体を通じてのみ交付することとしていた。

新制度では、月別・用途別の販売予定数量等をまとめた「年間販売計画」を農林水産大臣に提出し、その内容が認められれば、指定団体以外の集乳業者(生乳生産者団体を含む)や、乳業者への生乳の直接販売や乳製品の自家加工を行う生乳生産者も補給金の交付を受けられるようになる。<sup>(注2)</sup>

## (3) 全量無条件委託の原則の廃止

また、現行制度のもとでは、指定団体に出荷する場合、生乳生産者は原則として、売り先や用途等を指定せずに生乳の全量を委託することとされていた(いわゆる「全量無条件委託」)。しかし、補給金交付にかかる指定行為

がなくなることで、その制度的規定もなくなり、新制度では、生乳生産者が指定団体に出荷をしながら、一部の生乳を他の集乳業者や乳業会社にも販売する、いわゆる「部分委託」も認められることになる。

## 3 今後の課題

新制度のもと、補給金の交付対象が拡大し、部分委託も認められることで、生乳生産者にとっての販売先の選択肢は拡大する。しかし、一方で、流通ルートの<sup>ふくそう</sup>輻輳化によって、これまで指定団体が担ってきた需給調整が機能しにくくなり、需給の不安定化や生乳の安売り競争が引き起こされる可能性、リスクが大きくなることに留意すべきである。

18年4月の法律施行に向け、今年の秋にかけて具体的な運用のあり方についての検討が本格化する。生乳は液体で腐敗しやすく、その需給には季節変動が大きいこと、生産者が増頭を決定してから実際に乳量が増加するまでには2年以上の歳月を要するなど、需要に対して供給がフレキシブルに対応できないといった生乳の物的特性も踏まえたうえで、改正畜安法の目的にある“需給の安定”を担保する仕組みを制度的に措置する必要がある。

ただし、法的枠組みが変わっても、協同組合としての共同販売の仕組みが、生乳流通の根幹であることに変わりはない。今回の改正をひとつの契機として、組合員と生乳生産者団体の双方が組織運営への意識や協同組合の意義・メリットに関する認識を高め、よりよい共販体制の構築に向けて取組みを強化していくことが重要になろう。

(こばり みわ)

(注1) 暫定措置法制定の経緯、指定生乳生産者団体制度の詳細については、小針美和(2016)「指定生乳生産者団体制度のあり方をめぐる論点整理」『農林金融』12月号を参照のこと。

(注2) なお、新制度では、乳業工場から遠隔に所在するなど、条件が不利な生乳生産者の生乳も含めてあまねく集乳が行われるようにするため、一定の要件を満たす対象事業者を指定し、「集送乳調整金」を交付することとしている。